



白河市公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和6年3月改訂

福島県白河市

目次

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象範囲	4

第2章 本市の現状

1. 自然的・歴史的・社会的・経済的条件の概要	5
2. 人口の推移	7
3. 財政状況	10
4. 人口の推移を踏まえた今後の財政状況について	12

第3章 公共施設の現状と課題

1. 公共施設の現状と課題	14
2. インフラ資産の現状と課題	19
3. 人口の推移と将来の負担額について	22

第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	24
2. 公共施設等の管理への取り組み方針	24
3. フォローアップの実施方針	27

第5章 個別施設計画に基づく対策効果

1. 公共施設個別施設計画を踏まえた状況	31
2. 維持更新費用の削減効果の検証	32

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

本市では、市民福祉向上のため、これまで学校教育施設や集会施設などの公共施設や道路・上下水道などのインフラ整備を進めてきました。

近年では、市立図書館（りぶらん）や白河文化交流館（コミネス）など文化振興の中核となる施設をはじめ、白河地域では白河第二小学校や白河中央中学校、表郷地域では表郷公民館、大信地域では聖ヶ岩ビジターセンターや大信地域市民交流センター（ひじりん館）の建設、東地域では多世代交流センター（きつねうち温泉）のリニューアルなど各地域の核となる公共施設の更新等を行いました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害から一日も早い復旧を図るため、災害復旧事業や除染対策を迅速に進め、震災の経験や教訓を生かした災害に強いまちづくりにも取り組んできました。

一方、高度経済成長期から建設されてきた多くの公共施設やインフラ（道路、橋りょう、上下水道等）が改修や更新の時期を集中的に迎えています。

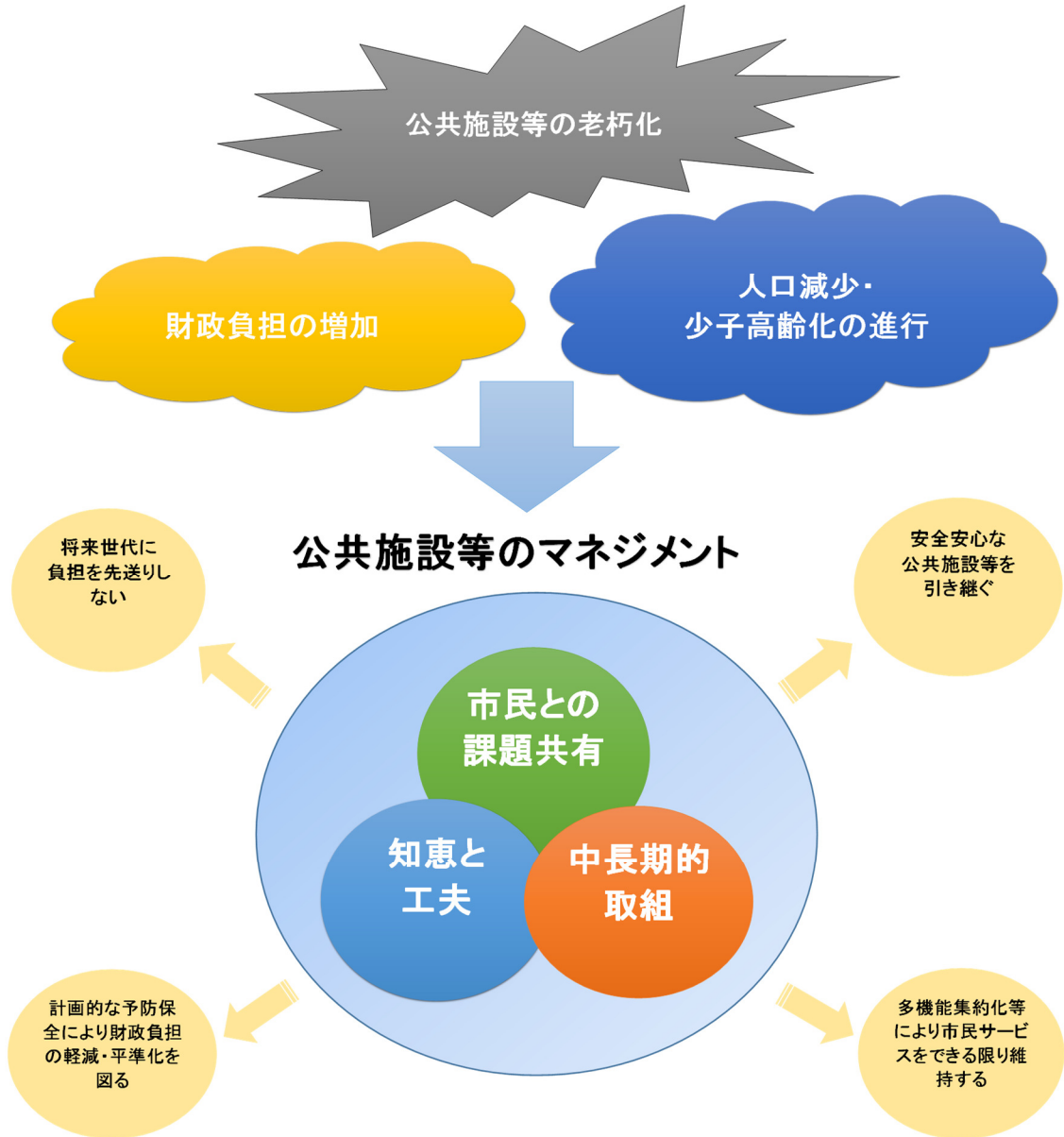
さらには、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い人口構造が大きく変化し、社会保障のための扶助費の増加や、税収入の減少など、財政状況が厳しさを増すことが想定される中で、老朽化した公共施設の維持管理や更新の費用を確保し適正な管理運営を図っていく必要があります。

これらは、本市に限らず全国の自治体が抱える共通の課題であるため、国においては、全てのインフラを対象として維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方向性を示す計画として「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日）」が策定され、それを受け、地方の公共施設等に係る行動計画として、総務省から各自治体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月）」が示され、「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されています。

このため、本市においても、国の基本計画に基づき、市が所有する全ての公共施設等について、老朽化や利用の状況などを把握し、市の人口動向や財政状況などを踏まえたうえで、維持管理・更新・長寿命化・統廃合などを計画的に行っていくための中長期的な方針として「白河市公共施設等総合管理計画」を策定します。

そして、本市における公共施設等の適切な配置により、必要な機能を維持しつつ、将来にわたる負担の軽減や平準化を図っていきます。

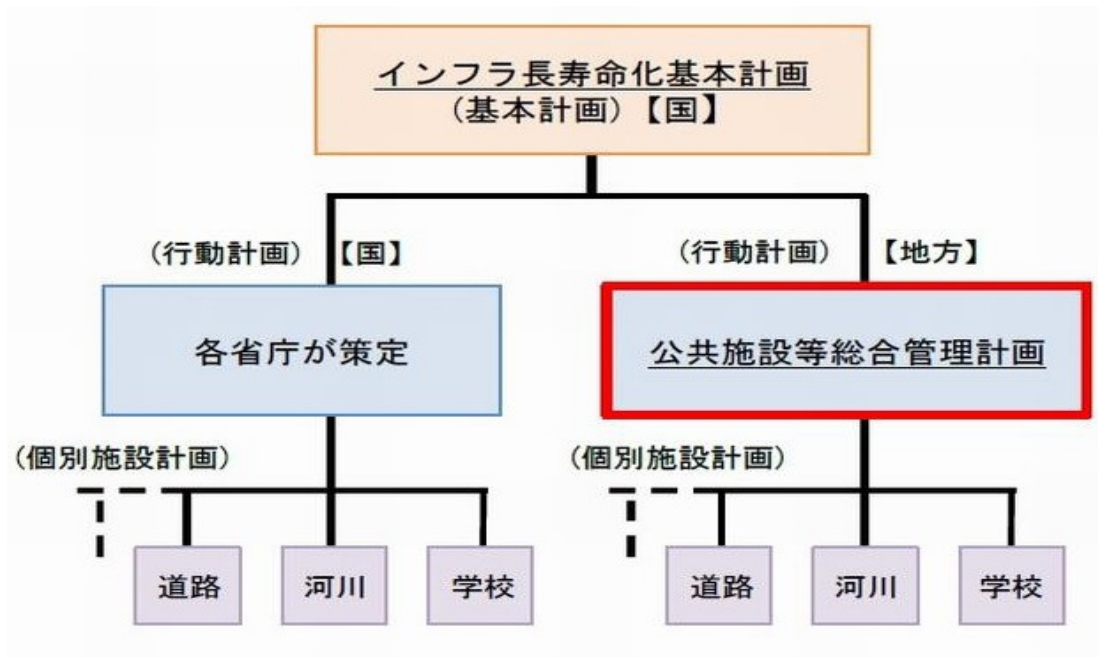
【公共施設等総合管理計画の目的】



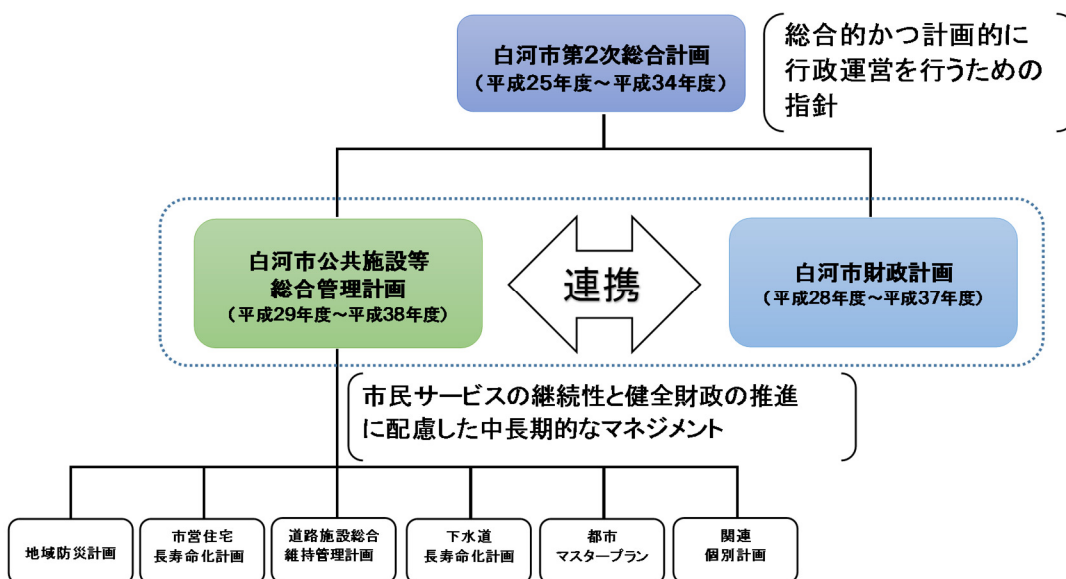
2. 計画の位置付け

本計画については、国の「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日策定)」を踏まえ、総務省が要請している公共施設等総合管理計画とします。そして、「白河市第2次総合計画(平成25年度～平成34年度)」を基本とし、整合性を図りながら、「白河市財政計画」と連携し、対象とする公共施設等における基本的な取り組みの方向性を示すものとしてします。

《国の示す計画体系》



《本市における計画体系》



3. 計画の期間

本計画は、長期的視点からのマネジメントを行うことを前提とし、本市の将来人口や財政見直しをもとに、施設の最適配置について検討するものでもあり、将来推計が可能で、施設の修繕や更新・統廃合について現実的な目標となりうる範囲での期間を設定することが望ましいことから、計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

4. 計画の対象範囲

本計画で対象とする公共施設等は、建物系公共施設（庁舎・学校・公民館・集会所など）のほか、社会基盤系公共施設（道路・橋りょう・上下水道など）のインフラを含む、全ての公共施設等とします。

なお、計画策定にあたっては、一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設更新費用試算ソフト」により、将来の更新費用を推計しています。

《対象となる公共施設等》

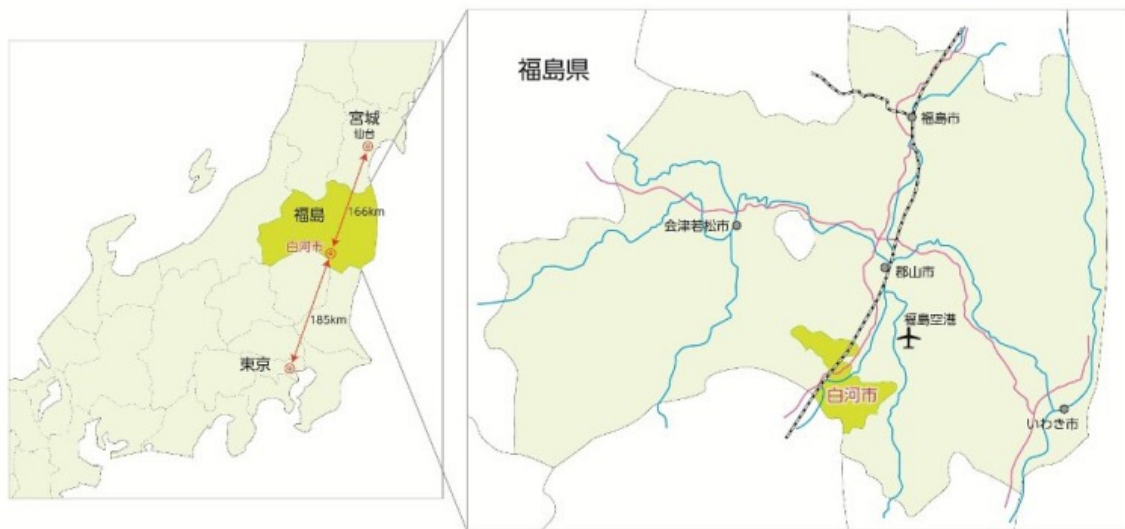
名称	区分名	対象施設名
公共施設等	建物系公共施設 (公共施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎 ・ 学校 ・ 幼稚園、保育園 ・ 公営住宅 ・ 集会施設 ・ スポーツ施設 ・ 産業系施設 ・ 図書館 ・ 文化施設 など
	社会基盤系公共施設 (インフラ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路 ・ 橋りょう ・ 上水道 ・ 下水道 ・ 公園 など

※土地については対象外

第2章 本市の現状

1. 自然的・歴史的・社会的・経済的条件の概要

本市は、那須連峰を望む福島県の南部中央に位置し、市の中心部から県都福島市まで約90キロメートル、東京都心までは約185キロメートルの距離にあります。市域は、東西に約30キロメートル、南北に約30キロメートルに広がり、総面積は305.32平方キロメートルとなっており、約半分を山林が占めています。



本市には、古代より歌枕として名高い『白河関跡』をはじめ、白河藩主松平定信が「士民共楽」の地として築造した日本最古の公園といわれる『南湖公園』、南北朝期に結城親朝により築かれたのがはじまりとされる『小峰城』、権太倉山の麓にある巨石で源義経が名づけたといわれる『聖ヶ岩』、国内唯一の氷河期の残存植物ともいわれる『ビャッコイ』の自生地、日本三大提灯まつりの一つに数えられる『白河提灯まつり』など、豊かな自然や多くの歴史的・文化的遺産が現代へと受け継がれています。

本市は、奥州の三大関所の一つとして古くから交通の要衝として発展してきました。現在はみちのくの玄関口として、東北自動車道や東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に隣接する立地条件や地盤が固く良質で豊富な水に恵まれるなどの地域特性を生かして、製造業を中心にさまざまな企業活動が展開されています。さらに、平成21年8月に白河中央スマートICが開通し高速道路へのアクセスが一層向上しており、産業集積等による地域の活性化が図られるとともに、都市機能が高まっています。

また、市立図書館（りぶらん）や白河文化交流館（コミネス）などの施設が誕生し、賑わいのある中心市街地づくりが進められるとともに、郊外型の大規模ショッピングセンターが相次いで建設されるなど、衣・食・住が充実した暮らしやすい生活環境が形成

されています。

市内には阿武隈川、社川、隈戸川をはじめとする多くの河川が縦横に流れ、これらの源流域には優良農地が広がり豊かな田園風景を形成しています。また、市の中心部では阿武隈川に沿って東西にコンパクトな市街地が広がっています。

交通面では、都心までを約1時間30分で結ぶ東北新幹線をはじめ、東北自動車道、車で30分の距離にある福島空港などの高速交通体系に恵まれ、さらにはJR東北本線、幹線道路である国道4号、国道289号及び国道294号などにより、首都圏とのアクセスや広域的な交通の利便性に富んでいます。



本市の総人口は、平成12年をピークに減少していますが、世帯数は増加傾向で推移しており、平成27年の一世帯当たり人口は、2.69人となっています。

就業人口については、平成17年から減少に転じ、平成22年には29,658人となっており、産業別で見ると、第1次産業が2,050人、第2次産業が11,301人、第3次産業が16,307人と全産業で減少傾向にあります。

2. 人口の推移

本市の総人口は、平成12年（2000年）の66,048人をピークに減少に転じており、平成27年（2015年）には61,913人となっています。

人口構成で見ると、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年（2000年）以降ゆるやかに減少し、年少人口（0～14歳）は昭和60年（1985年）以降減少が続き、老年人口（65歳以上）は一貫して増加しています。

生産年齢人口の割合は昭和50年（1975年）をピークに減少しており、また、年少人口の割合は昭和45年（1970年）から平成27年（2015年）の45年間でほぼ半減しています。一方で、老年人口の割合は45年間で約3.3倍に増加しています。

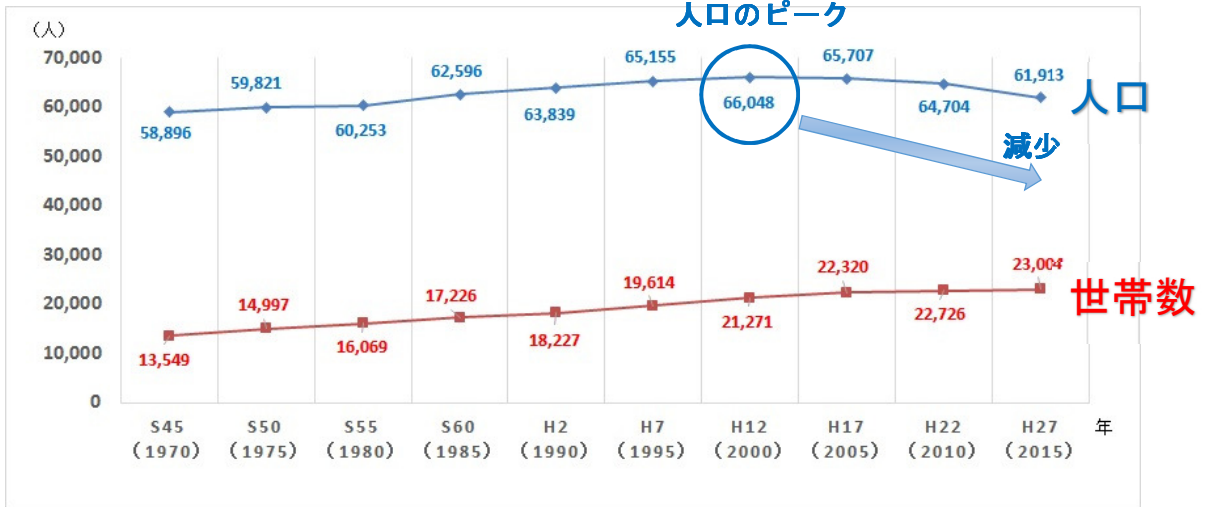
本市では、平成27年度に策定した「白河市みらい創造総合戦略」の策定と合わせて、「白河市人口ビジョン」を策定しており、その中で人口の将来展望を推計しています。これによると、本市の将来人口動向は、平成52年（2040年）には総人口が52,458人まで減少すると推計されています。平成22年（2010年）と比較すると、15歳から64歳までの生産年齢人口については40,446人（60.6%）から27,448人（52.3%）まで大きく減少し、0歳から14歳までの年少人口も9,528人（13.6%）から5,688人（10.8%）になると予測されています。65歳以上の高齢人口については14,730人（25.8%）から19,322人（36.8%）と人口が増加するとともに、比率が11.0%上昇し高齢化がさらに進むと予測されています。

こうした人口構造の変化は、産業・福祉・医療・教育などあらゆる分野へ影響を及ぼし、特に労働人口の減少による経済の停滞や高齢化を支える仕組みの行き詰まりなどが懸念されます。

また、社会資本や自然環境の維持管理が困難になることが予想されることから、効率的・効果的な社会資本整備及び既存の社会資本ストックを活用したコンパクトなまちづくりなど、持続可能な社会の構築が求められています。

このため、今後は人口減少や人口構成の変化に合わせて、少子高齢化に応じた施設の整備や有効活用などを検討していく必要があります。

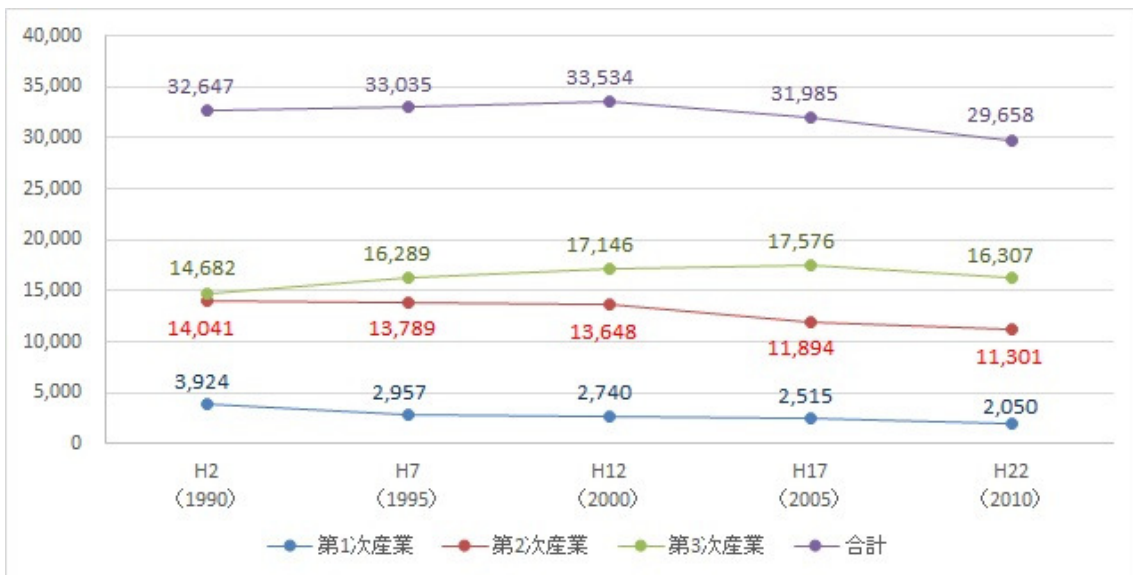
【総人口・世帯数の推移】



	S45 (1970)	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
総人口	58,896	59,821	60,253	62,596	63,839	65,155	66,048	65,707	64,704	61,913
世帯数	13,549	14,997	16,069	17,226	18,227	19,614	21,271	22,320	22,726	23,004
一世帯当たりの人口	4.35	3.99	3.75	3.63	3.50	3.32	3.11	2.94	2.85	2.69

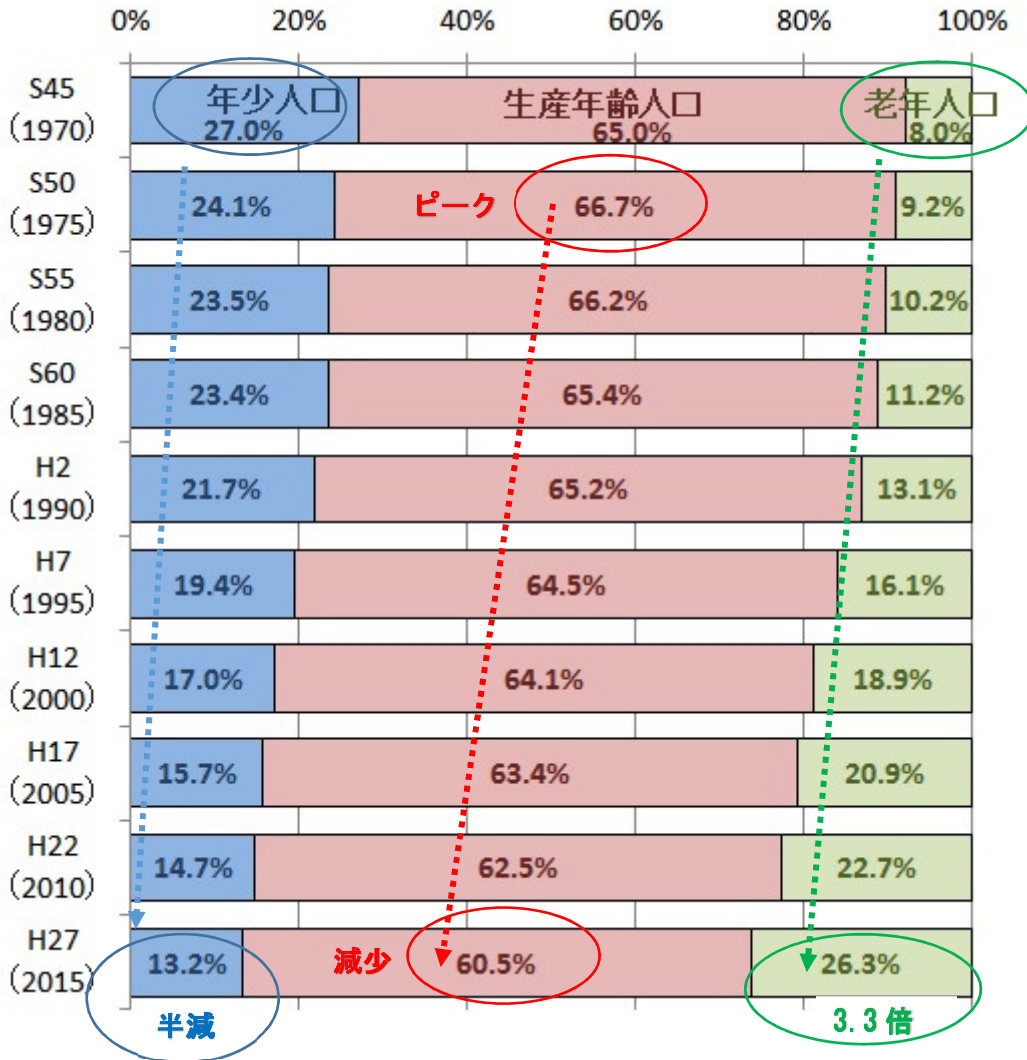
資料：(S45～H27) 総務省統計局「国勢調査」

【就業人口の推移】



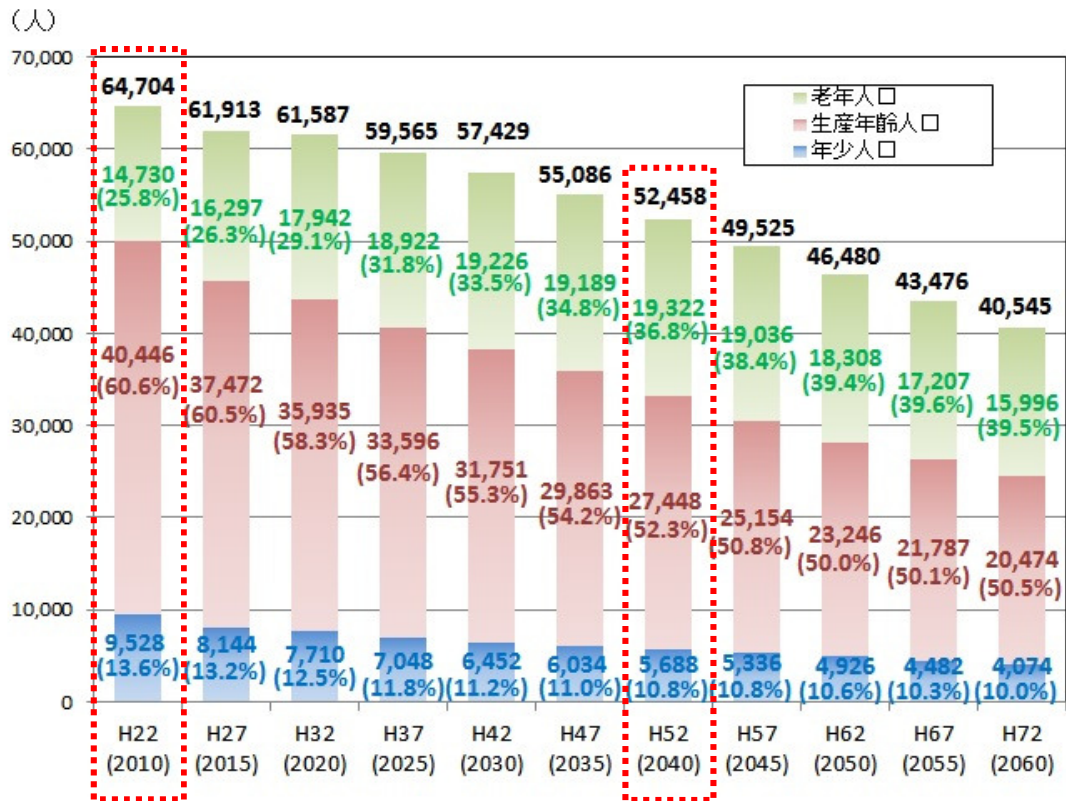
資料：(H2～H22) 総務省統計局「国勢調査」

【年齢別人口】



資料：総務省統計局「国勢調査」(S45～H22) 年齢不詳含めず、(H27) 年齢不詳含む

【年齢区分別将来推計人口の推移】



資料：平成27年10月策定の「白河市人口ビジョン」、平成22年度・27年度は「国勢調査」（年齢不詳は按分）

3. 財政状況

(1) 歳入

平成27年度の歳入決算額は434.0億円となりました。

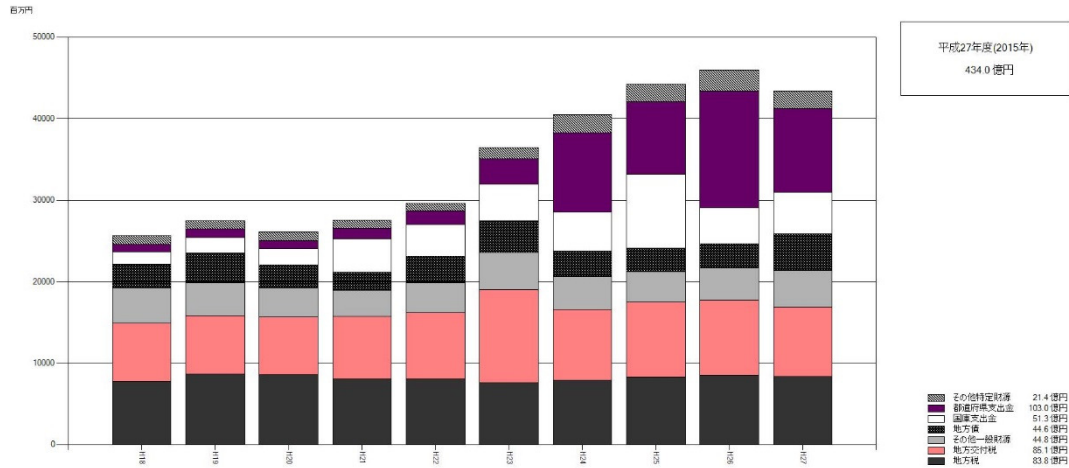
平成23年度以降、東日本大震災からの復旧・復興、さらには放射能対策のための除染関係費用などの災害復旧事業に係る「国庫支出金」「県支出金」「地方債」などの影響もあり、決算額は高い水準で推移してきましたが、平成26年度をピークに平成27年度は「除染対策」や「仮置き場設置」が進捗したことにより減少しました。

主な自主財源である地方税収入については、国の経済対策による企業収益の回復などにより、平成26年度にはリーマンショック以前と同水準の85億円となりましたが、復興需要が一段落したことに加え、生産年齢人口が減少することが予想されている中、今後の税収増は不透明な状況にあります。

また、地方交付税については、平成27年度決算で歳入全体の19.6%、平均でも20%ほどを占めていましたが、平成27年度に合併10年を経過し、合併算定替の特

例期間が終了したことから、平成28年度以降、段階的に地方交付税も減少していくため、さらなる歳出削減に取り組んでいく必要があります。

【普通会計における歳入決算の推移】



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

(2) 歳出

平成27年度の歳出決算額は413.4億円となりました。

本市では、合併直後の平成17年度決算における財政指標は、経常収支比率90.6%、実質公債費比率22.4%(3カ年平均)となり、財政構造の硬直化が進んでいたため、平成18年度に「市町村財政健全化計画」及び「公債費負担適正化計画」を策定し、経常経費と公債費の圧縮など、財政の健全化に向けた取り組みをしてきました。

その結果、平成27年度決算における財政指標は、経常収支比率86.0%、実質公債費比率(3カ年平均)9.3%となり、経常収支比率、実質公債費比率とも改善したことをはじめ、その他の各指標についてもそれぞれ改善傾向にあり、これまでの取り組みの成果が着実に表れています。

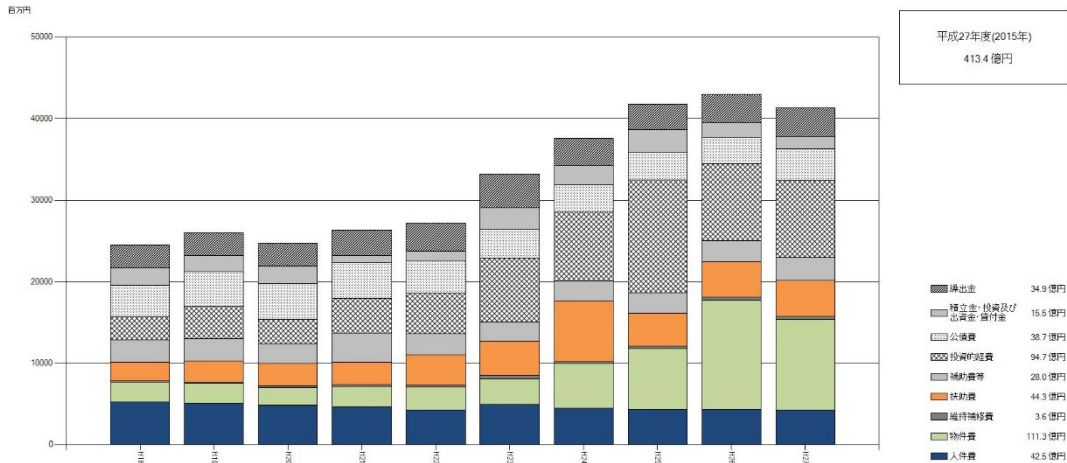
一方で、子育て支援や高齢化が進行していることへの対応として扶助費は年々増加傾向にあり、平成18年度に22.9億円でしたが、平成27年度には44.3億円となっています。

投資的経費については、事業の進捗状況などにより各年度で増減がありますが、公共施設等の新設・更新が続いたことから、平成23年度から平成27年度までは平均98.4億円と高い状況が続いています。

主な事業としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による小峰城の石垣復旧事業など各種災害復旧事業、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題による除染費用や学校施設等の空調施設整備事業、白河文化交流館(コミネス)建設事業、白河中央中学校建設事業、表郷公民館建設事業、多世代交流センター(きつね

うち温泉) リニューアル事業、大信地域市民交流センター(ひじりん館) 建設事業、中心市街地市民交流センター(マイタウン白河) 改修事業などが続きました。

【普通会計における歳出決算の推移】



※平成23年度以降の投資的経費の中には、市が所有する公共施設やインフラの除染費用も含まれています。

資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

4. 人口の推移を踏まえた今後の財政状況について

平成27年10月に策定した「白河市人口ビジョン」では、人口の将来展望(目標)を設定しています。これによると、本市は15歳から24歳までの若い世代で進学・就職のための転出超過による社会減が続いており、自然動態においても、老年人口の増加による死亡数の増加や、生産年齢人口の減少と合計特殊出生率の低下による出生数の減少が要因となり自然減が続いていきます。

このような状況に対し、若い世代の転出の抑制と転入の促進、出生数減少の抑制に向けた取り組みの効果が十分に発揮できれば、合計特殊出生率が上昇すると想定しています。この場合、年少人口は平成32年(2020年)まで減少した後、ゆるやかな増加傾向に転じ、老年人口の割合は、平成57年(2045年)の32.9%をピークに減少すると見込まれ、少子・高齢化の進行が抑制されます。

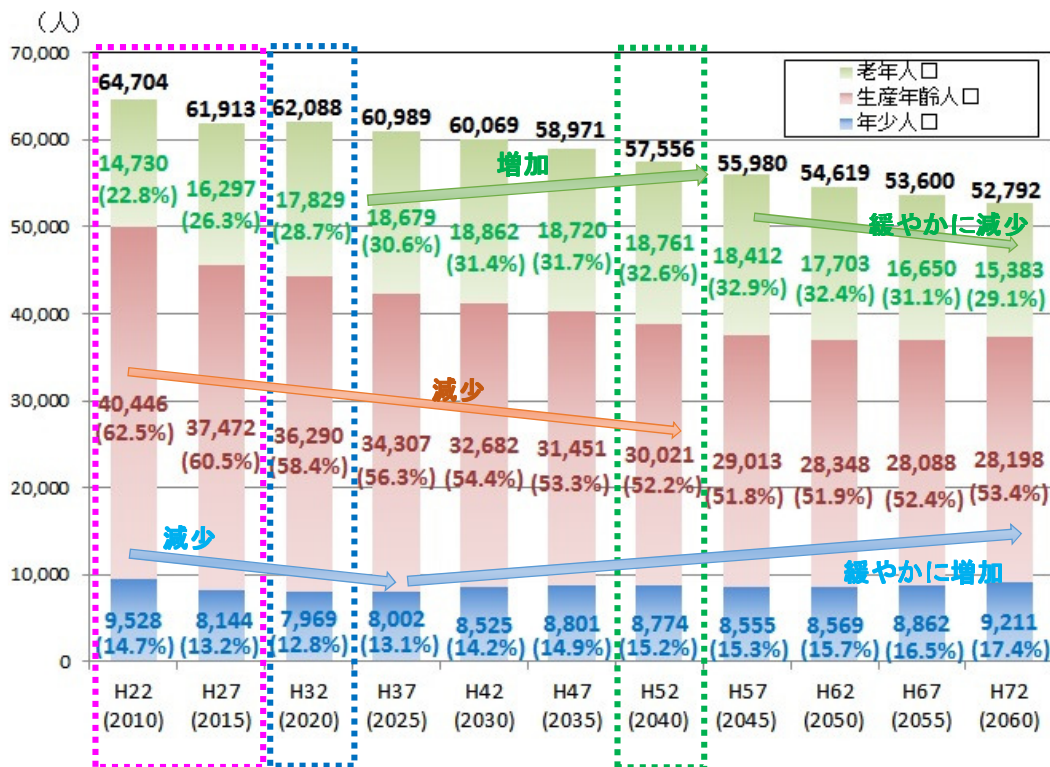
しかし、生産年齢人口については、平成22年(2010年)の40,446人から平成57年(2045年)の29,013人と、約28.3%減少すると推計されています。そのため、歳入の面で見ると、個人住民税は減少していくことが想定されます。

また、歳入全体のおよそ2割を占めている地方交付税については、平成28年度から合併算定替の特例期間終了による減額や人口などの基礎数値が減少することにより、増額は見込めない状況です。

加えて、本市は、平成23年3月に発生した東日本大震災の復旧・復興関連経費により、平成25年度は、平成22年度に比べて約1.5倍の財政規模となっていますが、平成32年頃には震災前の水準に戻ると想定されることから、現在よりも公共施設に配分できる臨時的な財源はさらに縮小していくことが予想されます。

このように、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

【市独自の推計による人口の長期的見通し】



資料：平成27年10月策定の「白河市人口ビジョン」、平成22年度・27年度は「国勢調査」（年齢不詳は按分）

第3章 公共施設の現状と課題

1. 公共施設の現状と課題

(1) 施設用途別の保有状況

本管理計画が対象とする施設数は、平成28年3月31日時点で517施設、総延床面積は333,971.56㎡です。本市の人口が61,913人であるため、人口1人当たりの公共施設の面積は5.39㎡/人となります。

総務省が取りまとめた全国市町村の平均が3.22㎡/人であることから、本市の市民1人当たりの公共施設面積は、全国平均と比較して約1.7倍大きい状況になっています。

用途別で見ると、学校(121,606.00㎡、36.4%)が最も多く、次に公営住宅(73,707.63㎡、22.0%)となっており、この2つの用途で全体の半分以上の58.4%を占めています。

以下、集会施設(35,255.27㎡、10.6%)、スポーツ施設(19,704.20㎡、5.9%)、庁舎等(15,295.88㎡、4.6%)となっています。

【市民一人当たりの公共施設延床面積】

白河市	約1.7倍	全国平均
5.39㎡/人	>	3.22㎡/人

※市民1人当たりの面積の算定は、平成27年の国政調査人口を使用

※公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果

(平成24年3月、総務省自治財政局財務調査課)

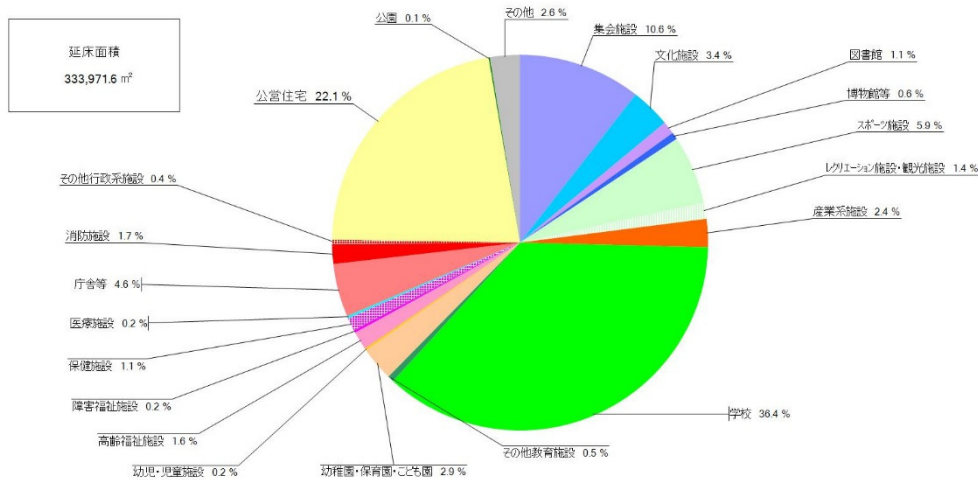
※旧市民会館・旧市立図書館・文化センター(解体予定のため)、グラウンド・テニスコート等(有効面積の大部分が構造体のない平場のため)除外。

※白河文化交流館(コミネス)・大信市民交流センター(ひじりん館)は計画に含む。

【用途別の面積と割合】

用途別	棟数	延床面積 (㎡)	割合 (%)	主な施設
庁舎等	5	15,295.88	4.6	本庁舎、表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎、東農業技術センター
その他 行政施設	2	1,296.97	0.4	本庁舎車庫、表郷庁舎車庫
消防施設	106	5,642.38	1.7	消防屯所（白河地域 44 棟、表郷地域 25 棟、大信地域 19 棟、東地域 18 棟）
学校	23	121,606.00	36.4	白河第一小学校、白河第二小学校、白河第三小学校 ほか
その他 教育施設	6	1,818.32	0.6	学校給食センター、大信学校給食センター ほか
幼児・児童 施設	3	539.97	0.2	白河第二小学校児童クラブ、みさか小学校きらりん児童クラブ、みさか小学校スマイル児童クラブ
幼稚園・ 保育園	14	9,814.52	2.9	大沼幼稚園、白坂幼稚園、さくら保育園、わかば保育園 ほか
公営住宅	109	73,707.63	22.0	関川窪市営住宅、松風の里市営住宅、久田野市営住宅 ほか
公園	2	359.75	0.1	友月山公園休養施設、南湖森林公園管理棟
集会施設	178	35,255.27	10.6	集会所（白河地域 87 棟、表郷地域 25 棟、大信地域 25 棟、東地域 30 棟） ほか
スポーツ 施設	16	19,704.20	5.9	中央体育館、国体記念体育館、アナビススポーツプラザ ほか
レクリエ ーション・ 観光施設	18	4,636.4	1.4	翠楽苑、楽楽らくおう、二の丸茶屋 ほか
産業系 施設	6	8,090.06	2.4	白河市産業プラザ人材育成センター、白河地方公設地方卸売市場、大信地域市民交流センター（ひじりん館） ほか
図書館	3	3,652.93	1.1	市立図書館（りぶらん）、大信図書館、東図書館
文化施設	2	11,433.15	3.4	白河文化交流館（コミネス）、東文化センター

用途別	棟数	延床面積 (㎡)	割合 (%)	主な施設
博物館等	4	2,053.25	0.6	白河集古苑、歴史民俗資料館 ほか
高齢者施設	6	5,287.98	1.6	中央老人福祉センター、表郷老人福祉センター、大信老人福祉センター ほか
障害者施設	2	737.56	0.2	旧大沼支所、旧第二児童館
医療施設	2	704.94	0.2	表郷クリニック、大信歯科診療所
保健施設	4	3,748.23	1.1	中央保健センター、表郷保健センター、大信保健センター、東保健センター
その他	6	8,586.17	2.6	情報センター、白河ゴルフ倶楽部、白河斎場 ほか
合計	517	333,971.56	100.0	



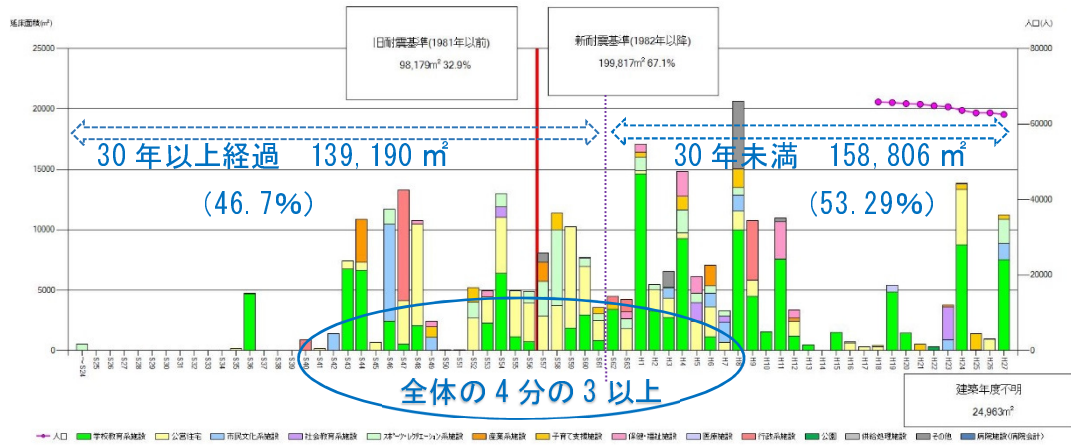
資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

(2) 建築年別整備状況

本市の公共施設について、建築年次別に状況を見ると、昭和40年（1965年）から平成8年（1996年）の間に建てられたものが、棟数ベースで全体の78%超、総床面積ベースでも全体の4分の3以上と大きい割合を占めています。

これらの建物は建築年数にして21年から52年経過しており、老朽化が進んでいる、あるいは、今後大規模なメンテナンスが必要になる可能性が高い施設となっています。

【建築年別整備状況】



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

(3) 耐震化の状況

耐震化の状況は、新耐震基準となった昭和56年以降に設計し建築された施設は199,817m²あり、全体の67.1%を占めています。

耐震基準となる昭和56年(1981年)以前に建築された施設は98,179m²で、全体の32.9%となります。このうち18,839m²、5.8%が耐震化未実施となっており新耐震基準に適合しない施設となります。

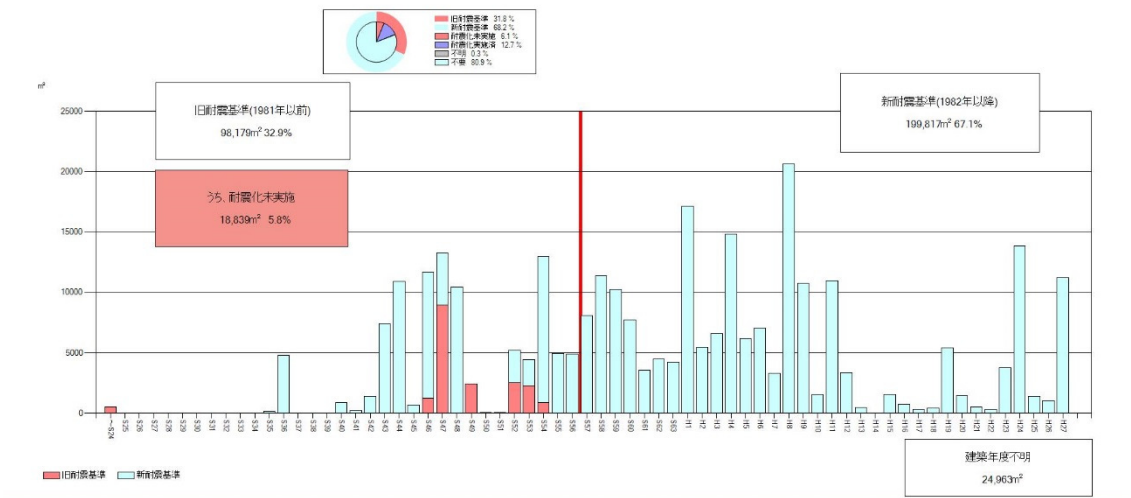
耐震化していない施設には、昭和46年建築の武道館、昭和47年建築の市役所本庁舎、昭和49年建築のさくら保育園、関の森保育園などがあります。

市役所本庁舎は災害時の拠点施設であることから、平成28年度に耐震化の計画に着手していますが、ほかの施設についても、耐震補強や統廃合を含め、あらゆる方向性を検討する必要があります。

ただし、学校は耐震補強を実施しているため、全ての施設が耐震性能を有しています。

※公立学校の耐震改修状況の調査より

【建築年別施設の耐震状況】



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

(4) 課題

前述〔第3章1－(2)〕のとおり、本市の公共施設については、老朽化が進行しています。

これらの公共施設の維持更新費が今後、増大していくものと見込まれ、厳しい財政的制約の中、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

平成28年度から平成67年度までの40年間で発生する公共施設の更新費用を試算すると、総額で約1,257.5億円(年平均で約31.4億円)となります。

一方で、これまで過去5年間に既存施設の更新・大規模改修などに要した費用は、年平均で39.74億円となっています。仮にこの支出規模を今後も維持できれば、年平均更新費用を支出することは可能です。

しかし、財政状況の歳出〔第2章3－(2)〕で述べたとおり、平成23年度から平成27年度の5年間は、公共施設関連の投資的経費が高い水準で推移してきたという特殊要因があります。これを考慮すると、同規模の投資的経費の支出を続けていくことは難しい状況です。

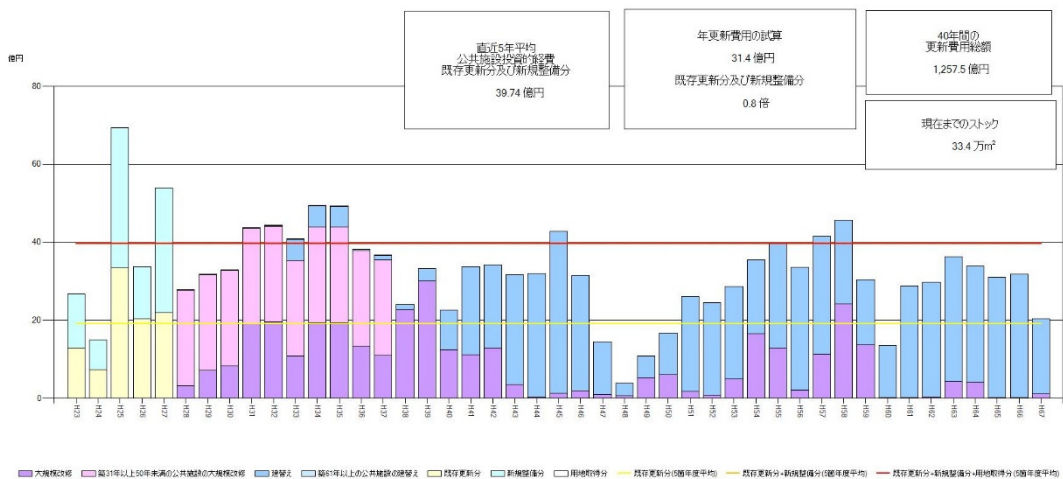
さらに、各公共施設の更新時期を見ると、建築後30年で行うと仮定している大規模改修が、今後10年程度の間集中する状況となっています。

また、平成32年から平成35年の間に建築後60年を経過する施設が現れ、平成40年以降は、建築後60年を経過する施設の比率が大幅に増加し、毎年建て替えの費用が生じる状況となります。

《前提条件》

- ※一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」仕様書より抜粋
- ・現在保有する公共建築物を耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新するものとする。建築物の種類により建物構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に4段階の単価を更新単価として設定し算定する。
- ・公共建築物については、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる60年を採用することとする。
- ・建築物の耐用年数は60年と仮定するが、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が15年であることから、2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えると仮定する。

【公共建築物における将来の更新費用の推計】



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

2. インフラ資産の現状と課題

(1) インフラ資産の現状

道路や上下水道などのインフラ資産は、市民の生活や産業の基盤となる社会基盤系公共施設であり、市民生活や地域の経済活動を支えています。平成28年3月31日時点で本市が保有している主なインフラ資産については、次の表のとおりとなっています。

【主なインフラ資産の保有量】

種別	主な施設	施設数等	
一般道路・橋りょう	道路実延長	1,852 路線	1,007.3 km
	道路部面積	—	5,227,451 m ²
	橋りょう延長	417 箇所	6,233 m
	橋りょう面積	—	36,306 m ²
	トンネル	2 箇所	517 m
	道路照明	356 基	—
	街路灯	7,911 本	—
	道路標識	103 基	—
河川	準用河川	9 河川	30.56 km
公園	都市公園	17 箇所	99.4 ha
	農村公園	34 箇所	101,518 m ²
農林業施設	農道延長	236 路線	85,776 m
	林道	33 路線	51,737.2 m
上水道施設 (旧簡易水道 施設含む)	管路延長	—	568.6 km
	浄水場	3 施設	860 m ²
	配水池	19 箇所	—
下水道施設	管路延長	—	202.6 km
	都市環境センター	1 施設	54,900 m ²
農業集落排水 施設	管路延長	—	187.33 km
	集落排水処理施設	21 施設	38,850 m ²
個別生活排水 処理施設	浄化槽	474 基	—
防災行政無線 システム	親局	4 基	—
	子局	131 基	—

(2) 課題

本市インフラ資産の平成28年度から平成67年度までの40年間で発生する更新費用を試算すると、総額で1,371.0億円(年平均で34.3億円)となります。

一方、過去5年間の既存のインフラ資産の更新・大規模改修などに要した費用は、年平均で23.9億円であり、この支出規模を今後も維持できると仮定しても年間当たり10.4億円が不足することとなります。

橋りょうについては、整備から60年で更新することとしており、最も面積の大きい橋りょうの更新が平成64年（2052年）に想定されています。

また、上水道については、管径別年度別延長が不明のため、総量を新規に布設替えするとした場合、今後40年間で417.5億（年平均10.4億）の費用が想定されま

す。
公共下水道については、昭和56年（1981年）に最も古い管が設置されており、その更新が平成43年（2031年）から始まって、平成49年（2037年）から平成67年（2055年）に大量に更新時期を迎えることが想定されています。

なお、トンネル、道路照明、街路灯、道路標識、河川、公園、農林業施設、上水道施設（浄水場、配水池）、公共下水道処理施設（都市環境センター）、農業集落排水処理施設、個別生活排水処理施設、防災行政無線システムについては、今回更新費用を試算した「公共施設等更新費用試算ソフト」において試算の分類がないため、別途所管課において作成する個別計画にて検討することとします。

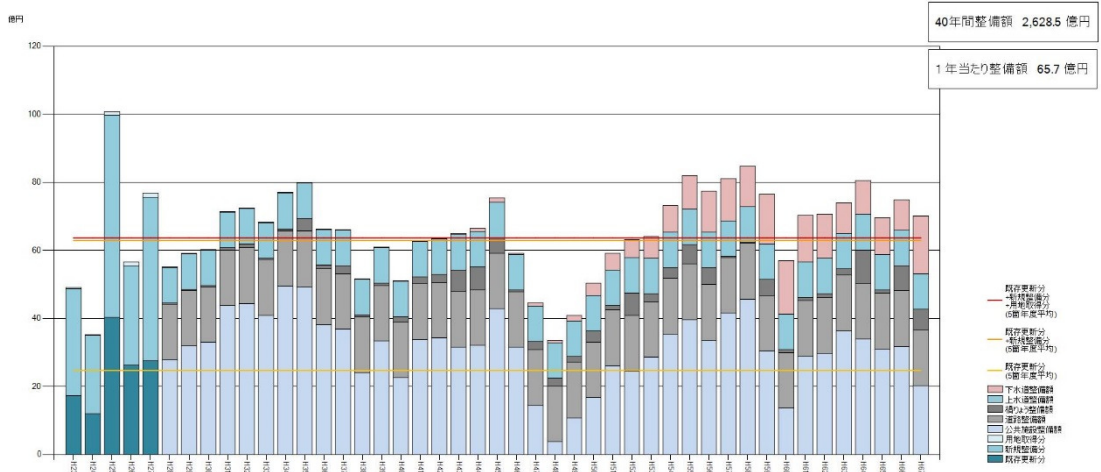
3. 人口の推移と将来の負担額について

前述〔第2章2〕のとおり、今後25年（平成27年度～52年度）の間に、本市の人口は61,913人から52,458人に減少すると推計されており、約15%の減少となる見込みです。

現在の公共施設とインフラ資産を全て保有し続けた場合の将来の更新費用を試算すると、今後40年で2,628.5億円、年平均で65.7億円となります。これは、本市の一般会計予算の投資的経費におけるおおよそ7割に相当する額であり、公共施設等の維持管理に要する費用が市全体の会計を圧迫することが予想されます。

また、年平均の費用について人口の推移と合わせて見ると、1人当たりの負担額は、平成27年（2015年）と比較して平成52年（2040年）には約1.2倍、生産年齢人口では約1.4倍となることが予想されます。

【将来の更新費用の推計(公共建築物及びインフラ資産の合計)】



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

【人口の推移と一人当たり負担額の推移】

	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)	H52 (2040)
総人口 予測	61,913 人	61,587 人	59,565 人	57,429 人	55,086 人	52,458 人
人口1人 当たり 負担額	106,117 円	106,678 円	110,300 円	114,402 円	119,268 円	125,243 円 1.2倍円
生産年齢 人口	37,472 人	35,935 人	33,596 人	31,751 人	29,863 人	27,448 人
生産年齢 人口1人 当たり 負担額	175,331 円	182,830 円	195,559 円	206,923 円	220,005 円	239,362 円 1.4倍円

資料：「白河市人口ビジョン」と一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」より

第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市における公共施設等の現状や課題に対応し、将来の人口減少を見越した長期的な視点で、持続可能な財政運営を図りながら公共施設等を管理していく必要があります。

平成27年10月策定の「白河市人口ビジョン」では、今後25年で本市の人口はおおよそ約15%減少すると推計されています。この減少率を考慮し、市民一人当たりの負担を増加させないためには、公共施設等に係る更新費用についても同様に今後25年で約15%削減することで釣り合いが取れることとなります。

ただし、公共施設については各地域に設置している集会所や消防屯所などもあり、単純に削減することが難しい施設も多くあるため、今後の全体的なまちづくりの中で、利活用や老朽化の状況を考慮して検討しなければなりません。また、公共施設等には道路や橋りょう、上下水道などのインフラ資産も含まれており、これらの市民生活を支える重要な施設を削減することは困難です。

公共施設等総合管理計画は、単に公共施設等を削減し、投資を抑制する計画ではなく、厳しい財政状況の中でも長期的な視野を持って公共施設等の老朽化対策を進めながら、今後の維持管理・更新・長寿命化・統廃合などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化することを目的とした計画です。そこで、ファシリティマネジメントの考え方に基づいて、市が所有する全ての財産を経営資源と捉え、計画的な予防保全による長寿命化、既存施設や土地などの効率的な活用による維持管理経費の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進し、財政負担の軽減を図りながら市民が必要とする行政サービスの維持向上を目指します。

2. 公共施設等の管理への取り組み方針

公共施設等の管理に関して、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）を基本として以下のように推進します。

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 建築物等の安全性を確保するため、学校や共同住宅など一定の用途・規模を満たす公共施設については、建築物及び建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられています（建築基準法第12条）。そのほか、電気設備や機械設備などについても各種法令により定期点検が義務付けられているため、引き続き適切に行っていきます。

- ・法定点検が義務付けられていない公共施設についても、今後継続して活用することが確実に見込まれている施設等については、予防保全による維持管理の観点から施設等の現状や経年劣化の状況などの点検・診断を行い、その結果に応じて、計画的に施設等の機能・性能の維持を図ります。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・新たな施設整備や更新については、必要な公共施設等に限り行うこととし、その際は、施設の複合化、集約化、民間活力の活用など、効果的・効率的な方法を検討します。
- ・管理運営にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を検討します。
- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視野に立って優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・今後も維持していく公共施設については、個別に中長期的修繕計画を策定することを推進します。
- ・維持管理を行っていくための財源を捻出するため、適時、適正な受益者負担の見直しを検討します。
- ・インフラ資産も、点検等の結果に基づき、優先度に応じて計画的に修繕等を行い、これまでの経過も含めてその状態や対応状況を適切に把握することで、今後の点検等に活用できるようにします。

(3)安全確保の実施方針

- ・点検・診断の結果により、劣化等による事故の危険性が高い箇所については、速やかにハード・ソフト両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の市民が利用する必要な施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・高い危険性があると認められ、且つ、維持が難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期の供用廃止など、適切な対応を図ります。

(4)耐震化の実施方針

- ・公共施設の多くは、災害が発生した際に地域住民の避難場所として活用され、また、情報収集や災害対策を行う拠点となります。そのため、施設の重要性により耐震化の優先順位を検討します。
- ・建築から40年以上経過した建物で耐震化が完了していないものについても、必要性を含め、施設耐震化の検討をします。
- ・道路、橋りょう、上下水道をはじめとするインフラ等についても個別に長寿命化計画を策定し、耐震化の検討を進めていきます。

(5)長寿命化の実施方針

- ・ 将来にわたって利用する見込みのある公共施設等については、予防保全型の維持管理を実施することにより、施設の長寿命化を図りその安全性や機能性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- ・ すでに長寿命化計画を策定している個別の施設等については、本計画を基本として継続的に見直しを行い、各長寿命化計画に基づく維持管理等を実施します。
- ・ それ以外の施設等については、必要に応じて本計画を基本とした長寿命化計画等の策定を図ります。

(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 公共施設等は年齢や性別、国籍の違い、障がいの有無等を問わず多くの人が利用する場所です。誰もが安全・安心・快適に公共施設等を利用できるようにするため、公共施設等の改修や更新の際には、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

(7)脱炭素化の推進方針

- ・ 白河市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】に基づき、公共施設等の改修や更新の際には、環境性能に優れた構造や設備の導入による消費エネルギーの削減や太陽光発電設備の導入による再生可能エネルギーの活用により公共施設等の脱炭素化の取り組みを推進します。

(8)統合や廃止の推進方針

- ・ 公共施設等については、必要なサービスの水準を維持しながら、その総量が本市の規模に応じたものとなるよう適正化を図っていく必要があります。各個別の施設等の利用状況や維持管理に要する経費、老朽化の度合いなど、施設に関する情報を整理し、各施設の必要性を検討しなければなりません。その上で、必要性が認められない施設があれば、市民や議会などと十分に協議し、調整を図りながら、施設の統合や廃止などを検討します。
- ・ 統合や廃止による総量縮減の目標は、本市の市民1人当たりの公共施設面積の現状が全国平均より、約1.7倍大きい状況であることから、全国平均に近づくよう、今後の更新する施設の延床面積を7割に抑えることを基本とし、総量3割削減を目指します。
- ・ 当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・ 少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編を進めます。
- ・ 地域ごとの人口動態や市民ニーズを踏まえた再編を進めます。
- ・ 合併前の旧4市村が建設した施設等を新市に引き継いでいることで、機能が重複した施設を多く保有していることから、公共施設の類型ごとに必要な公共施設の総量

- を見直し、機能の重複が認められる場合は、それを解消します。
- ・ 公共施設の多機能集約化（1つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める）の取り組みを進めます。
 - ・ 近隣市町村との広域連携を一層進め、広域的観点からも必要な公共施設等の保有量を検討します。
 - ・ 財源の確保や維持管理経費の削減などの観点から、用途を廃止した施設や未利用となっている市有財産などについては、積極的に売却・貸付を進めます。
 - ・ 廃止施設で転用や利活用の見込めないものについては、安全性の確保や周辺景観の確保なども考慮し、速やかに施設解体を進めます。
 - ・ インフラについても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ これまでは、壊れてから修繕する事後保全の対応により維持管理を行ってききましたが、予防保全の考え方を重視し、計画的に維持管理等を実施することや、公共施設等整備基金の有効活用により、事業や財源の平準化を図っていきます。
- ・ 本計画を全庁的な取り組みとしていくため、公共施設等の現状や計画策定の意義などを職員が十分に理解し、これまで行ってきた事後保全による施設維持管理から予防保全と経営的視点に立った計画的な施設維持管理へと方向転換を行う必要があります。そのため、施設所管課において本計画を基本とした、保全計画や施設再編計画策定に早期に着手することで、職員のコスト意識の向上に努めていくものとします。
- ・ 本市では、これまでも、指定管理者制度の積極的な導入による民間活力の活用を進めてきましたが、これまでの取り組みの検証を行い、市民サービスの向上に努めるとともに、導入していない施設については同制度の導入について検討を進めていきます。
- ・ 各施設等の情報については、所管課でのみ管理している状況となっていますが、各施設等の所管課だけでなく、庁内を横断して情報を共有し、それを踏まえた上で公共施設等の状況などを総合的に判断して、計画的に公共施設等の管理を行う体制を構築します。

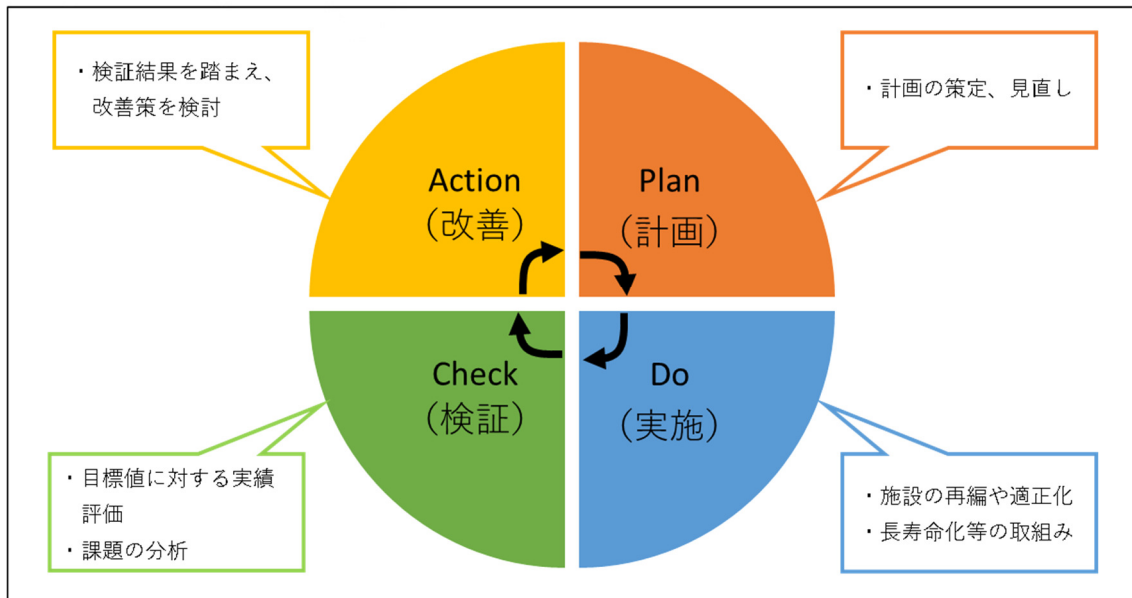
3. フォローアップの実施方針

(1) 進捗管理について

- ・ 本計画で定めた基本方針や目標値等については、Plan（計画）、Do（実施）、Check（検証）、Action（改善）のプロセスを順に実施するPDCAマネジメントサイクルにより適切な進捗管理を行います。

- ・ Plan（計画）では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行います。
- ・ Do（実施）では、本計画に基づき、各施設所管課による公共施設の点検・診断、長寿命化対策等を実施し、それらの実績について情報整理を行います。
- ・ Check（検証）では、施設カルテの活用により、Do（実施）の取組状況について定期的な評価・検証を行います。
- ・ Action（改善）では、評価・検証の結果をもとに公共施設ごとに問題点・課題を探り、対応策を検討し、必要に応じて Plan（計画）の見直しにつなげます。

【PDCA マネジメントサイクル図】



(2) 総合管理計画の見直しについて

- ・ 本計画を策定した時点では、統一的な基準による財務書類等の作成のために必要となっている固定資産台帳が未整備です。そのため、地方公会計制度導入に併せて固定資産台帳の整備を行い、将来的には公共施設等総合管理計画に反映させるよう、地方公会計との連携を目指します。
- ・ 本計画の進捗状況を把握し、今後の社会情勢や財政状況、市民ニーズなどの変化を踏まえ、必要に応じて随時、計画の内容や対象施設等について見直しを行います。
- ・ 本計画の実効性を高めるため、具体的な施設の再配置を定める施設再編計画及び維持管理の適正化を行うための保全計画を策定します。策定にあたっては、市民や議会との協議を行います。

(3) 取組ロードマップ

- ・ 本計画は、以下のロードマップに基づき、公共施設等の総合的な管理の具体的な取り組みを進めます。

- ・また、固定資産台帳の整備と併せて、「施設カルテ」を作成し、住民の意見を踏まえながら、用途別や地域別の施設再編計画を策定し、具体的に施設の再編を進めていきます。
- ・施設所管課で実施する個別施設整備等事業については、本計画及び施設再編計画、保全計画と連携し、整合を図りながら進めていきます。

第5章 個別施設計画に基づく対策効果

1. 公共施設個別施設計画を踏まえた状況

公共施設等総合管理計画に基づき、市の公共建築物を対象に個別に施設整備の方向性を定めた「白河市公共施設個別施設計画」を令和3年3月に策定しました。

個別施設計画を踏まえ、国の方針に基づき公共施設の状況等について整理します。

なお、これまでの対策の内容や施設保有量等のデータについては、既に決算となった令和3年度末の状況に基づき整理することとします。

(1) 過去に行った対策の実績

公共施設等総合管理計画策定後、大信地域の小学校を統合し施設の集約化を図り、また、老朽化により用途を廃止した市営住宅7棟、延床面積854.4㎡の除却を行いました。

(2) 対策後における施設保有量

公共施設個別施設計画において公共施設の施設数を再度精査した結果、令和2年3月31日時点で429施設、547棟、延床面積は333,024.02㎡となっております。上記(1)の対策後は令和4年3月31日時点で428施設、540棟、延床面積は665,23㎡減の332,358.79㎡となりました。

なお、延床面積の減少値が除却した施設の延床面積と一致しないのは、消防施設、学校、保育園施設、集会所について施設更新をおこない、延床面積の増減があったことが要因です。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物など）の取得価格に対する減価償却累計額の割合です。この割合により耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。この比率が高いほど、施設の老朽化が進んでいることを意味します。

本市では、以下の表のとおり50%前後で推移し、所有している償却資産の約半分が帳簿上の価値を失っていることを表しており、施設の老朽化が進んでいることが分かります。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} \div \text{取得価額}$$

【有形固定資産減価償却率の推移】

年度	取得価額	減価償却累計額	有形固定資産減価償却率
平成29年度	196,812 百万円	103,787 百万円	52.7%
平成30年度	199,525 百万円	107,752 百万円	54.0%
令和元年度	201,276 百万円	111,800 百万円	55.5%
令和2年度	239,808 百万円	117,133 百万円	48.8%
令和3年度	243,112 百万円	122,508 百万円	50.4%

(4) 公共施設に係る維持管理経費

公共施設の維持管理に係る経費の令和3年度決算額は、14億1,413万円となり、これは同年度の一般会計歳出決算額(349億4,605万円)の4%を占めています。

2. 維持更新費用の削減効果の検証

市が保有する公共施設(建築物)を対象に、公共施設個別施設計画の計画期間(2021年度(令和3年度)から2046年度(令和28年度)までの26年間)において、「単純更新(建替え)した場合の見込み」と「長寿命化等の対策効果を反映した場合の見込み」を試算し、比較することで維持更新費用の削減効果について検証を行いました。

(1) 施設を単純更新した場合の経費の見込み

公共施設(建築物)をすべて維持し、計画期間において、単純更新(建替え)した場合の費用について試算すると、総額710.3億円、1年あたり27.3億円となります。

(2) 対策効果を反映した経費の見込み

個別施設計画における各施設の基本方針を踏まえ、計画期間において、長寿命化等の対策をした場合の維持更新費用について試算すると、総額で330.5億円、1年あたり12.7億円となります。

※維持更新費用の推計にあたっては、総務省公表の「公共施設等更新費用試算ソフト」の計算方法に基づき令和4年3月31日時点の施設情報をもとに算出しています。

(3) 対策による効果額

個別施設計画の計画期間における施設の維持更新費用について、「単純更新(建替え)した場合の見込み」と「長寿命化等の対策効果を反映した場合の見込み」を比較すると、379.8億円(53.4%)のコスト削減に繋がると推測されます。

白河市公共施設等総合管理計画

発行 平成29年3月（策定）

令和6年3月（改訂）

福島県 白河市

白河市 総務部 財政課

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7-1

TEL : 0248-22-1111（代表）

FAX : 0248-27-2577

E-mail : zaisei@city.shirakawa.fukushima.jp